

## 普通自動車免許【基本プラン】利用規約

---

2023年4月1日	制定	第1版施行
2023年11月15日	一部改訂	第2版施行

---

この利用規約（以下、「当規約」と言います。）は、株式会社享成自動車学校（以下、「当社」と言います。）が運営する享成自動車学校（岡崎市井田町字茨坪34番地）、および享成自動車学校桜町校（西尾市米津町荒子24）（以下、「当校」と言います。）が提供する普通自動車免許に関する【基本プラン】（以下、「当サービス」と言います。）の利用について以下の通り当規約を定めます。ご利用のお客様には、当規約に従い当サービスをご利用いただきます。

### 第1条「定義」

1. 当規約の「お客様」とは、当規約に同意の上、当サービスをご利用いただく方を言います。
2. 当規約の「教習スケジュール」とは、お客様の通学可能なスケジュールを反映させて、当校が作成する教習スケジュールのことを言います。

### 第2条「適用」

1. 当規約は、お客様の当サービスご利用に関して、当社、およびお客様に適用するものとし、お客様は当サービスを利用するにあたり、当規約を誠実に遵守するものとしします。
2. 当サービスに関して当規約の他、当校の提供するサービス全般に関して定めた基本規約（以下「入校規約」と言います。）があり、当規約は入校規約の一部を構成するものとしします。
3. 当規約の規定が前項の入校規約と異なる場合には、入校規約に特段の定めがない限りは、当規約の規定が優先されます。

### 第3条「当規約の内容変更」

当社が必要と判断した場合には、お客様の承諾なしに当規約の内容変更ができるものとし、この場合の利用条件等は変更後の当規約に基づきます。なお、当規約の変更内容は、当社が定める方法により随時お客様に告知し、告知した時点から効力が発生します。また、当社が当規約の内容変更を行った後に、お客様が当サービスを利用した場合には、お客様は当規約の変更を承諾したものとみなします。

#### 第4条「入校申込の成立時期」

当プランの入校申込の成立時期は、入校規約第5条「入校申込の成立時期」に定める通りです。

#### 第5条「教習料金」

当サービスの教習料金は別紙教習料金表によります。

#### 第6条「教習料金の支払い時期」

当サービスの教習料金は入校申込手続き後、入校日までにお支払いいただきます。

#### 第7条「変更と終了」

当校はお客様の承諾なしに当サービスの内容や利用料金を変更、および終了することができるものとします。また、当サービスの内容や利用料金の変更や終了をする場合には、当校が定める方法により、変更時期や変更内容を事前に告知します。なお、当サービスの変更や終了によりお客様が損害を被られた場合には、当校は一切の責任を負いません。

#### 第8条「当サービスの詳細内容」

1. 当サービスは教習スケジュールの作成サービスが標準に装備をしており、その詳細は次の通りです。
  - 1) 教習スケジュールの作成は、お客様のご都合を伺った上で作成いたします。作成に当たっては、当校指定のスケジュール用紙にお客様の通学可能な日時を記載していただき、ご提出ください。なお、お客様のスケジュール提出の頻度、および対象期間に特別な定めはなく、お客様が通学可能なことが明らかな日時、およびその対象期間をお示しください。
  - 2) 当プランの教習スケジュールの通学期間は、1ヶ月程度から最長9ヶ月までで設定可能です。なお、通学期間とは教習開始以降、卒業検定までの期間を言います。
  - 3) お客様の通学可能な日時のすべてで教習スケジュールを作成するものではありません。そのため、お客様が終日通学可能であっても、技能教習1時限のみ、または学科教習受講のみの教習スケジュールとなることがあります。
  - 4) 送迎バスご利用のお客様には、教習スケジュールに合わせて送迎バスの予約取得をいたします。
  - 5) 混雑状況により教習スケジュールの作成に1週間程度のお時間を要する場合があります。そのため、お客様のスケジュールは時間に余裕をもってご提出ください。
  - 6) 技能検定実施日や休校日、当校の混雑状況により、通学期間が変動することがあります。

2. 教習スケジュールの作成をご希望ではないお客様には、お客様ご自身でその都度予約取得をしていただきます。
3. 教習開始後に、教習スケジュールサービスは不要、または必要など、途中で教習スケジュールに関するサービス内容の変更も可能です。

#### 第9条「卒業予定日」

教習スケジュールで示す卒業予定日は、あくまで目安でありその日に卒業をお約束するものではありません。教習スケジュールは法令で定める最低の教習時限数で設定しているため、お客様の運転技能の習得状況により、やむを得ず技能教習を延長した場合には、卒業予定日が遅れる事態が発生します。そのため、卒業予定日は目安であり、当初からお約束するものではないということとなります。

#### 第10条「教習スケジュールの確定」

教習スケジュールは、原則お客様の通学可能な日時に合わせて作成をし、お客様に教習スケジュールをお渡しした時点で確定となります。

#### 第11条「教習スケジュールの変更」

1. 何らかの理由により教習スケジュールに変更があった場合には、当初提示した通学期間に比べ通学日数が増加し、卒業までの期間を要することになります。
2. 前条に定める教習スケジュールの確定以降、お客様のご都合による教習スケジュールの変更は、スケジュール変更手数料1回につき税込2,500円をお支払いいただいた上で、教習スケジュールの変更の対応をいたします。なお、教習スケジュールの確定以降の変更対応は、3回目までは無償とし、4回目以降は有償となります。
3. 教習スケジュールに変更があった場合には、教習進度によりその変更以降の教習スケジュールにも大幅な変更が必要となることがあるため、教習スケジュールの変更はお電話での対応をいたしかねます。直接受付までその旨お申し出ください。

#### 第12条「スケジュール変更手数料除外対象」

以下の理由によって教習スケジュールに従い教習受講ができず教習スケジュールの変更が必要になった場合には、スケジュール変更手数料のお支払い対象から除外します。

1. 変更の理由が当校に原因があると、当校が判断した場合
2. 発熱や怪我等、急な体調不良の場合  
(医師の診断書を提出していただく場合があります。)
3. 災害、事故等により公共交通機関に遅延や運休が発生した場合
4. 変更理由がお客様の不可抗力によるものの場合
5. 忌引きの場合

6. 天災地変や悪天候、車両や設備の故障を含む不慮の事故等で教習中止を当校が判断した場合
7. 技能教習の延長、および修了検定、仮免許学科試験が不合格の場合

#### 第 13 条「教習のキャンセル」

1. 教習のキャンセル料金は入校規約第 16 条「教習のキャンセル」の規定の通りです。
2. 教習のキャンセルがあり教習スケジュールが発生した場合には、当規約第 11 条「教習スケジュールの変更」に規定するスケジュール変更手数料のお支払い対象となります。

#### 第 14 条「その他の事項」

1. お客様のスケジュール提出以降、教習スケジュールの確定以前に、通学可能日に変更があった場合には、改めて当校指定のスケジュール用紙にお客様の通学可能な日時を記載していただき、再度ご提出ください。
2. 当サービスは教習スケジュール作成が標準装備ではありますが、教習スケジュール作成後にお客様のご都合による教習キャンセルが頻発する等、教習スケジュールに従い教習を受講していただくことが困難と当校が判断した場合には、標準装備の教習スケジュール作成のサービスを停止し、お客様ご自身で予約取得をしていただく旨、通知することがあります。
3. オンライン学科教習をご利用の場合、オンラインにて受講可能な学科教習は教習スケジュールに反映されません。そのため、お客様ご自身でオンラインにて学科教習を計画的に受講していただきます。なお、未受講の学科教習等があった場合には、技能検定の受検資格が満たされませんので、ご注意ください。

2023 年 11 月 15 日  
株式会社享成自動車学校  
享成自動車学校  
享成自動車学校桜町校